

装管原第 2 8 7 号  
2 7 . 1 0 . 1  
一部改正 装管原第 4 6 8 8 号  
令和 2 年 3 月 2 7 日  
一部改正 装管原第 5 8 6 9 号  
令和 5 年 3 月 3 1 日

調達事業部長 殿

調達管理部長  
(公印省略)

一般輸入調達における外国製造業者等への価格等証明資料の真正性確認  
等に係る進捗状況の報告等に関する事務について (通知)

標記について、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令 (平成 2 7 年防衛装備庁訓令第 3 5 号) 第 2 6 条に基づき、下記のとおり定めたので、これにより実施されたい。

## 記

### 1 真正性の確保に必要な措置の進捗状況

調達事業部輸入調達官 (以下「輸入調達官」という。) は、一般輸入品 (調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令 (昭和 3 7 年防衛庁訓令第 3 5 号) 第 2 条第 1 2 号に規定する輸入品から日本国と米国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達する装備品等を除いたものをいう。) の調達に係る予定価格の算定又は特約条項 (特定費目の代金の確定に関する特約条項をいう。) に基づく代金の確定を行う場合に実施する、輸入品の調達に係る実施事項について (装管調第 3 7 0 9 号。 2 7 . 1 2 . 9) 第 2 項第 4 号に基づく調達の実態に応じた真正性の確保に必要な措置の進捗状況について、別紙第 1 の進捗状況表により、適切に整理・保管するものとする。

## 2 進捗状況に係る通知及び報告

- (1) 輸入調達官は、各半期ごとに当該期間の進捗状況を整理した別紙第1の進捗状況表及び別紙第2の総括整理表を作成の上、各半期終了の翌月末日までに調達管理部原価管理官（以下「原価管理官」という。）に通知するものとする。
- (2) 原価管理官は、前号の通知を受けた翌月末日までに当該通知の内容を調達管理部長に報告するものとする。

## 3 確認未了の一般輸入品に関する処置

- (1) 輸入調達官は、外国製造業者等へのクォーテーション又はインボイスの真正性の確認が未了となっている一般輸入品について、速やかに確認できるよう努めるものとし、速やかな確認が困難又は確認が完了する見込みがないと認められる一般輸入品については、その要因を分析した上で、当該内容を原価管理官に通知するものとする。
- (2) 原価管理官は、前号の通知を受け、必要があると認めた場合には、当該通知の内容を調達管理部長に報告した上で、輸入調達官に対し、在米輸入調達専門官による外国製造業者等に対する調査を実施するよう依頼するものとする。
- (3) 輸入調達官は、前号の依頼を受けた場合、関係する外国製造業者等に対する海外企業調査を実施するための所要の措置を講ずるものとし、その結果について原価管理官に通知するものとする。
- (4) 原価管理官は、前号の通知を受けた場合、調達管理部長に報告するものとする。

## 4 雑則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、令和5年3月31日までの進捗状況表及び総括整理表については、なお従前の例による。

## 一般輸入調達における外国製造業者等への価格等証明資料の真正性確認における進捗状況表

【令和〇〇年度調達実施計画数（一般輸入調達）： 件】

番号	要求元	区分	調達要求番号	調達品目	契約相手方	外国製造業者等					真正性確認状況							
						名称	国名	州・都市	住所	連絡先	クォーターション			インボイス			関連情報	
											確認依頼日	確認結果	備考	確認依頼日	確認結果	備考	確認依頼日	収集元

## 【記入要領】

- 番号欄 調達要求を受理し、本表への記入を行った時点での連番を記入する。
- 要求元欄 調達要求元の名称（略称で可）を記入する（例：陸幕）。
- 区分欄 調達品目における新規調達、継続調達の別を記入する（例：継続）。
- 調達要求番号欄 調達品目に係る調達要求番号を記入する。
- 調達品目欄 調達品目の名称を記入する。
- 契約相手方欄 契約相手方（計算価格の計算に当たり見積価格計算書及び参考資料（クォーターションを含む。）を提出した企業を含む。）の名称を記入する。なお、計算価格の計算時における契約相手方と、特約条項に基づく代金の確定時における契約相手方とが異なる場合は、計算価格の計算時における契約相手方の名称を朱書にて記入する。
- 外国製造企業等欄
  - 名称欄 外国製造業者等の名称を記入する（例：Hawker Beachcraft Corp）。  
なお、調達物品が、契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について（通達）（防経装第4627号。25.3.29）別紙第1項第3号エに該当する場合には、流通業者の名称を記入する。
  - 国名欄 外国製造業者等の所在する国名を記入する（例：アメリカ合衆国⇒米国、連合王国⇒イギリス）。
  - 州・都市欄 外国製造業者等の所在する州・都市名を記入する（例：Kansas州Wichita）。
  - 住所欄 外国製造業者等の住所を記入する（例：9709 E. Central, Wichita, Kansas 67201）。
  - 連絡先 外国製造業者等の連絡先（電話番号）を記入する。なお、FAX番号やe-mailアドレスが分かる場合は、あわせてそれらも記入する。
- 真正性確認状況欄
  - クォーターション欄
    - 確認依頼日欄 外国製造業者等にクォーターションの真正性確認の依頼を行った日を記入する（例：21.10.15）。  
なお、第1回目の確認において回答が得られなかった場合、段を追加し督促日を確認依頼日欄に記入する。
    - 確認結果欄 外国製造業者等にクォーターションの真正性確認を行った結果を記入する（例：真正であることを確認済=◎、真正性確認中=○、偽造又はその疑いがあるもの=●、無回答=△）。  
なお、回答があった場合には、回答日をあわせて記入する（例：真正の場合 ◎（21.10.22））
    - 備考欄 特記事項や必要な事項を記入する。
  - インボイス欄 (1)に準じて措置する。
  - 関連情報欄
    - 確認依頼日欄 在米輸入調達専門官又は契約相手方に対して、真正性確認の依頼を行った日を記入する（例：21.11.2）
    - 収集元欄 関連情報の収集相手方の名称を記入する（例：在米輸入調達専門官の場合 ○○輸入調達専門官、契約相手方の場合 ○○○○商事株式会社）。  
なお、回答日をあわせて記入する（例：21.11.9）
    - 収集内容欄 収集した関連情報の内容を簡潔に記入する。  
なお、契約相手方に対しては、外国製造業者等と乙たる契約相手方との間に介在する流通業者の名称、住所及び連絡先（電話番号）について確認し、情報収集に努める。
- その他  
原価管理官への通知（上期・下期）については、確認依頼日を基準とする。

## 総 括 整 理 表 (一般輸入調達)

### 1 クォーテーションについて (対象数)

調達要求受理件数／調達実施計画件数  
クォーテーション入手数

件／  
件

(真正性確認状況)  
真正性確認件数  
真正性確認結果

真正であることを確認済  
真正性確認中  
偽造又はその疑いがあるもの  
無回答

件  
件  
件  
件

} 合計 件  
うち確認未了 件  
(確認未了=確認中及び無回答)

### 2 インボイスについて

(対象数)  
当該年度が代金の確定年度である調達品目数  
代金の確定を次年度に繰り越した調達品目数  
当該調達品目に係るすべてのインボイスの真正性確認が完了した調達

件  
件  
件

(真正性確認状況)  
真正性確認件数  
真正性確認結果

真正であることを確認済  
真正性確認中  
偽造又はその疑いがあるもの  
無回答

件  
件  
件  
件

} 合計 件  
うち確認未了 件  
(確認未了=確認中及び無回答)

### 3 確認未了の調達品目

※ 確認未了の調達品目がある場合には、付紙（様式任意）により確認完了の見込みや未了となっている理由等を示すものとする。